

平成十五年文部科学省令第五十八号

独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則第九条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

三 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれ

のある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最

期の事業年度の属する中期計画について、機

構の成立後遅滞なく、文部科学大臣に提出し

なければならない。

（中期計画の実施）

（監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ

ばならない。）

（監査の方法及びその内容）

（監事の監査の方法及びその内容）

（監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ

ばならない。）

（監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ

期間における毎年度の当該指標の 数値	二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
	二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
	イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
	ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
口 状況	イ 中期目標及び中期計画の実施状況
状況	ハ 当該期間における業務運営の状況
状況	二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
口 状況	二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実

2 のとす る場合 は、減価 償却資産 額を資本 のうち	2 のとす る場合 は、減価 償却資産 額を資本 のうち	2 のとす る場合 は、減価 償却資産 額を資本 のうち	2 のとす る場合 は、減価 償却資産 額を資本 のうち	2 のとす る場合 は、減価 償却資産 額を資本 のうち
(会計処 理) 第九 条	(会計の基 準) 第六 条及び第 八条	(会計の基 準) 第六 条及び第 八条	(会計の基 準) 第六 条及び第 八条	(会計の基 準) 第六 条及び第 八条
(会計の基 準) 第六 条及び第 八条				
(会計の基 準) 第六 条及び第 八条				

結果につ
は、次項を明
ならぬ。業者に
た場合に對
題に對
ハ過
善方策
旨の記
は、そ
る。

ては、前項に規定
したときは、
ネットの利
するものとす
ひ第七条 則
原則)

機構の会計に
つにより、こ
は、一般に公
平に従うもの
に該当するも
き収益の獲
おいて「独立
決定に基づき
する研究のす
きに公正
並びに第十
四年四月一
には、その
の省令を指
定する一般に
定する一般に
準準に優先し
理)

部科学大臣
としている償
償却費は計
本剰余金に對

業務のため、
いてその減価
れないと認
のとして、
認められる
るものとす
る。

第十九条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条
債務の取扱い	保有する資産の評価	収益の算定	会計期間の選択	会計方針の変更	会計方針の選択	会計方針の変更	会計方針の選択	会計方針の変更	会計方針の選択
（対外）	に係る費用の調整	は、（譲渡取扱い）	（財産の増減による）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）
説明	は、（譲渡取扱い）	は、（譲渡取扱い）	（財産の増減による）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）	（会計方針の選択）
十四 十三	十二 十一	九 八	七 そ	六 源	五 れ	四 け	三 れ	二 一	一 け

の獲得が予定された（費用等）
科学大臣は
しようとして
定されない、
用等を指定
益計算上の規
債務に対応
時の経過に
の条において
てその除去費
しないことと
譲渡取引を行
る通則法第
項の規定によ
ついてその範
しないことと
作成）
に係る通則
で定める書
務省令で定
る行政コスト
ヤツシユ・
。は、次に掲
及び業務内
おける機構
めるところ
概要
並びに運
び年度計画
正なサービ
の要約
な評価に資
の運用状況
及び当該業
算の概要
の課題及び

第 三 回 目	第 二 回 目	第 一 回 目
資本的 資源による 成長	資源のため にかかる 費用	資本的 資源による 成長
資源のため にかかる 費用	固定資産 のため にかかる 費用	資源のため にかかる 費用
資源のため にかかる 費用	固定資産 のため にかかる 費用	資源のため にかかる 費用
資源のため にかかる 費用	固定資産 のため にかかる 費用	資源のため にかかる 費用

(会計監査報表等)
十一條の二
規定する主
の定めると
る。
会計監査
定する財務
業報告書及
に掲げる事
解してはな
び独立の立
それのある「
に職務をど
き者
一 機構の
二 前号に
会計監査
する書類
て同じ。」
ヤツシユ
においては
ての意見
掲げる意
に定める
イ 無限
務諸表
般に公
拠して、
シシユ
におい
る旨
口 除外
の対象
独立行
妥当と
機構の財
フロー

、五年とす
項の規定には、この条項に
は、この条項に
遂行するた
内、情報の
なければなら
偏の態度及
なくなるお
認めるものと
び職員
監査人が適切
疎通を図るべ
監査報告を作成成
第一項に規定
規定する事
ときは、次
監査報告を作成成
その内容
への処理に關
次項において
の重要な点を
こうかについ
からハまでに
からハまでに
と認められ
と認められ
の意見 監査
の事項を除き
的の慣行に準
告状況 キヤ
この重要な点を
この重要な点を

